

特定非営利活動法人の設立に係る承認申請の公表について

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があったので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、市民課相談係にて縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

記

- 1 申請のあった年月日
令和 7 年 2 月 25 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人体験たるみず
- 3 代表者の氏名
井川 繁樹
- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島県垂水市新御堂 1075 番地
- 5 公表に係る書類
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿（役員住所又は居所に係る記載の部分を除く）
 - (3) 設立趣旨書
 - (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動計算書

特定非営利活動法人体験たるみず

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人体験たるみずという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を垂水市新御堂 1075 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、キャニオニング・シャワークライミング・スポーツチャンバラ・キャンプの体験や普及活動を通じて、スポーツやレクリエーションの振興を図り、もって市民の健康と、地域における経済活動の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①キャニオニング体験
 - ②シャワークライミング体験
 - ③日本の伝統武道体験
 - ④キャンプ体験
 - ⑤キャニオニング・シャワークライミング・スポーツチャンバラ・キャンプ指導者の育成
 - ⑥その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ①キャニオニング・シャワークライミング・キャンプに関する備品の販売
 - ②体験たるみず独自商品の販売

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合、同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）の借入その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として

表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の

請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算

の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産に帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井川 繁樹
副理事長	池田 大樹
同	寺田 敏正
監事	南竹 一成
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず次に掲げる額とする。

- | | | |
|-------------|-------------|---------|
| (1) 正会員入会金 | 1,000 円 | |
| 正会員会費 | 10,000 円 | (1 年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 1,000 円 | |
| 賛助会員会費 | 1 口 5,000 円 | (1 口以上) |

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人体験たるみず

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	井川 繁樹		有
理事	池田 大樹		無
理事	寺田 敏正		無
理事	南竹 一成		無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは 3 親等以内の親族については、役員総数が 6 人以上であれば、本人と合わせて 2 人までは役員となることはできますが、5 人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の 3 分の 1 以下とすること。（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

新型コロナウイルス明けにより、地元垂水市の観光発展に寄与するものの一環として、世界的に稀にみられる花こう岩の素晴らしい景観の中で、澄んだエメラルドグリーンの流れに身を任せてリラックスとアクティビティを兼ね備えた、キャニオニングとシャワークライミングを安価かつ安心を提供したい思いで、設立に至った次第です。

キャニオニングとシャワークライミングは、平成24年7月からスタートし、実に12年の間、毎年多くのお客様に体験していただき、リピーターの方も数多くいらっしゃいます。

台風や大雨に左右されがちなアクティビティではありますが、その代替スポーツとして、天候に左右されないスポーツチャンバラを取り入れます。尚、スポーツチャンバラの他に、手裏剣や吹き矢といった日本伝統武道の体験も可能となっております。これにより、遠方よりお越しいただいたお客様をがっかりさせない環境が作られたこととなります。体験たるみずとしましては、季節と天候に左右されない体験の提供が可能となりました。

更には今後、特徴ある魅力的なキャンプ場の開発に向けての取り組みも計画しておりますので、一年を通して垂水市観光の発展に大きく寄与できるものと確信しております。

以上の活動を行うに当たって、特定の企業の利益を目的とすることなく、広く垂水市観光への貢献を目的とする趣旨から、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えております。

皆様の幅広いご支援とご参加をお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

平成24年 7月	任意団体ツーリズムたるみずを設立し、活動を始める
令和 4年 7月	井川繁樹をガイド総括として活動を新たに始める
令和 6年 7月	特定非営利活動法人格取得のための勉強会を始める
令和 6年10月	発起人会の開催
令和 6年12月	設立総会の開催

令和 6 年 12 月 16 日

特定非営利活動法人体験たるみず

設立代表者

氏名 井 川 繁 樹



令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人体験たるみず

1 事業実施の方針

令和7度は、広く市民一般に当会の認識を高め、各アクティビティ体験者の集客ならびに会費などの財産基盤を確立することを主眼とする。加えて、各アクティビティガイドに対する、講習会の開催を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
キャニオニング体験	装備一式を装着して川下りをするアクティビティ	5月1日から10月31日まで	猿ヶ城溪谷(本城川)	職員1名 アルバイト数名	小学5年生上の健全者 540人	2,500
シャワークライミング体験	装備一式を装着して川下りをするアクティビティ	通年	猿ヶ城溪谷(本城川)	職員1名 アルバイト数名	小学1年生上の健全者 100人	1,100
日本の伝統武道体験	①スポーツチャンバラ ②手裏剣 ③吹き矢④弓矢	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	老若男女とわず	100
キャンプ体験	キャンプ場運営 ①山小屋サイト ②テントサイト ③五右衛門風呂	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	老若男女とわず	200
キャニオニング・シャワークライミング・スポーツチャンバラ・キャンプ指導者の育成	ガイドインストラクター養成と更新	未定	未定	職員1名 アルバイト数名	職員1名 アルバイト数名	20
その他目的を達成するために必要な事業	①学校等へ修学旅行の誘致 ②企業や会社等へ福利厚生で利用の誘致	通年	未定	職員1名	職員1名	200

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算(千円)
キャニオニング・シャワークライミング・キャンプに関する備品の販売	物品販売	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	95
体験たるみず独自商品の販売	物品販売	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	5

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 3 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を明確に区分して記載すること。
- 4 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 5 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 6 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 7 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。
- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立(予定)日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計とを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「(2)その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人体験たるみず

1 事業実施の方針

令和8度は、広く市民一般に当会の認識を高め、各アクティビティ体験者の集客ならびに会費などの財産基盤を確立することを主眼とする。加えて、各アクティビティガイドに対する、講習会の開催を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
キャニオニング体験	装備一式を装着して川下りをするアクティビティ	5月1日から10月31日まで	猿ヶ城溪谷(本城川)	職員1名 アルバイト数名	小学5年生上の健全者 540人	2,500
シャワークライミング体験	装備一式を装着して川下りをするアクティビティ	通年	猿ヶ城溪谷(本城川)	職員1名 アルバイト数名	小学1年生上の健全者 100人	1,100
日本の伝統武道体験	①スポーツチャンバラ ②手裏剣 ③吹き矢④弓矢	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	老若男女とわず	100
キャンプ体験	キャンプ場運営 ①山小屋サイト ②テントサイト ③五右衛門風呂	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	老若男女とわず	200
キャニオニング・シャワークライミング・スポーツチャンバラ・キャンプ指導者の育成	ガイドインストラクター養成と更新	未定	未定	職員1名 アルバイト数名	職員1名 アルバイト数名	20
その他目的を達成するために必要な事業	①学校等へ修学旅行の誘致 ②企業や会社等へ福利厚生で利用の誘致	通年	未定	職員1名	職員1名	200

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算 (千円)
キャニオニング・シャワークライミング・キャンプに関する備品の販売	物品販売	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	95
体験たるみず独自商品の販売	物品販売	通年	未定	職員1名 アルバイト数名	5

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 3 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を明確に区分して記載すること。
- 4 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 5 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 6 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 7 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。
- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立（予定）日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計とを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「(2)その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人体験たるみず

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
キャニオニング体験収益	4,150,000		
シャワークライミング体験収益	950,000		
日本の伝統武道体験収益	140,000		
キャンプ体験収益	350,000		
ポーツチャンバラ・キャンプ指導者の育成収益	0		
その他目的を達成するために必要な事業収益	0		
キャニオニング・シャワークライミング・キャンプに関する備品の販売収益		100,000	
体験たるみず独自商品の販売収益		10,000	
5. 事業収益			
受取利息	0	0	
経常収益計	5,670,000	110,000	5,780,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,350,000		
ガイド料	2,400,000		
準備作業賃金	100,000		
人件費計	3,850,000	0	
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	200,000		
仕入		100,000	
その他経費計	270,000	100,000	
事業費計	4,120,000	100,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
臨時賃金	10,000		
人件費計	70,000		
(2) その他経費			
消耗品費	100,000		
燃料費	70,000		
通信費	100,000		
食糧費	25,000		
保険料	290,000		
リース料	90,000		
備品購入費	150,000		
設備費	50,000		
修繕費	250,000		
広報費	25,000		
研修費	45,000		
施設使用料	262,000		
その他経費計	1,457,000		
管理費計	1,527,000	0	
経常費用計	5,647,000	100,000	5,747,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	10,000	△ 10,000	0
当期正味財産増減額			33,000
前期繰越正味財産額			0
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額			33,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、P第3章P3-17の例を参照。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

翌年度 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人体験たるみず

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
キャニオニング体験収益	4,150,000		
シャワークライミング体験収益	950,000		
日本の伝統武道体験収益	140,000		
キャンプ体験収益	350,000		
ポーツチャンバラ・キャンプ指導者の育成収益	0		
その他目的を達成するために必要な事業収益	0		
キャニオニング・シャワークライミング・キャンプに関する備品の販売収益		100,000	
体験たるみず独自商品の販売収益		10,000	
5. 事業収益			
受取利息	0	0	
経常収益計	5,670,000	110,000	5,780,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,350,000		
ガイド料	2,400,000		
準備作業賃金	100,000		
人件費計	3,850,000	0	
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	200,000		
仕入		100,000	
その他経費計	270,000	100,000	
事業費計	4,120,000	100,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
臨時賃金	10,000		
人件費計	70,000		
(2) その他経費			
消耗品費	100,000		
燃料費	70,000		
通信費	100,000		
食糧費	25,000		
保険料	290,000		
リース料	90,000		
備品購入費	150,000		
設備費	50,000		
修繕費	250,000		
広報費	25,000		
研修費	45,000		
施設使用料	262,000		
その他経費計	1,457,000		
管理費計	1,527,000	0	
経常費用計	5,647,000	100,000	5,747,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	10,000	△ 10,000	0
当期正味財産増減額			33,000
前期繰越正味財産額			33,000
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額			66,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、P第3章P3-17の例を参照。